

(1)所管事業の評価

総合評価の割合	 期待を上回る 0.0%	 概ね順調 100.0%	 限定的効果 0.0%	 成果不十分 0.0%
---------	--	--	---	---

(2)所管事業のコスト(単位:千円)

	R4決算	R5決算	R6決算	R7決算	R8見込	⇒ R4～R7 合計	⇒ 事業費に占める 一般財源の比率
事業費 総額	69,614	67,896	69,694	67,780	79,131	274,984	75.0%
市の実質負担額 総額	55,802	53,200	48,384	48,791	50,781	206,177	

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	06030	事業名	要保護児童対策地域協議会の強化		事業コード	14720	担当課	こども家庭課
事業概要	要保護児童の早期発見や適切な保護、要保護児童およびその家族への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体および児童福祉に従事する者が、要保護児童およびその保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応する。 < 設 置 >平成18年2月1日 <参加機関>銚子児童相談所・海匠健康福祉センター・旭警察署・旭匠瑳医師会・旭市歯科医師会・旭中央病院・人権擁護委員・主任児童委員・中核地域生活支援センター・あさひこひつじ幼稚園・ひかり保育園・旭市校長会・とうかいこども家庭しえんセンター・旭市教育委員会・旭市消防本部・社会福祉課・子育て支援課・こども家庭課							
経緯等	平成17年度に設置。ケース管理することにより、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し早期発見、迅速な支援の開始、情報の共有化、役割分担ができる利点がある。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回、実務者会議を年6回、個別支援会議を随時開催。		・要保護児童対策地域協議会代表者会議と実務者会議、個別支援会議の回数 ・要保護児童の新規件数と児童数			要保護児童の早期発見や要保護児童家庭への支援が適切に行える。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	代表者会議及び実務者会議の回数	7	7	7	7	7	7
	活動指標イ	個別支援会議の回数	51	31	28	24	30	30
	成果指標ア	要保護児童新規件数	26	16	14	12	12	12
	成果指標イ	要保護児童数	58	40	41	35	35	35
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		7	11	3	11	12	
	その他(補助金・地方債等)		1	5	12	56	56	
	歳出額(総額)		8	16	15	67	68	
課題等	相談内容や家庭環境の等が多種多様化しており、情報の集約が煩雑化している。関係機関との連携が重要になるので相談先の周知を適宜行っていく。							
令和8年度方針	子どもの安全や安心した生活の確保、保護者の支援のため引き続き事業を実施していく。							

				重点P	2	総合評価	概ね順調	
No.	06130	事業名	こども家庭センターの相談・支援		事業コード	-	担当課	こども家庭課
事業概要	全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターとして、母子保健機能と児童福祉機能の両機能の連携・協働を深め切れ目のない支援を提供することにより、育児不安や虐待等の早期発見・早期解決を図る。 ・母子保健機能 妊産婦や乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じる。 ・児童福祉機能 家庭児童相談室を設置し家庭における児童相談の受付や子育て支援を実施。							
経緯等	・平成28年度の児童福祉法等の改正により、令和2年4月に母子保健法による子育て世代包括支援センターを設置し、令和4年4月に児童福祉法による子ども家庭総合支援拠点を設置した。 ・令和4年4月の児童福祉法等の改正により、こども家庭センターの設置が義務化され、本市でも上記センター等を廃止し、令和7年4月にこども家庭センターを設置した。 ・相談支援の充実のため、令和7年8月から365日24時間対応可能なオンライン医療相談を導入した。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う。 ハイリスク・特定妊婦に対して支援プランを作成し、支援・評価を実施する。		合同支援会議の実施 妊娠から出産、育児と切れ目のない支援を実施する場所としての周知が図れ、妊娠中から身近な相談場所として利用ができる。			虐待や孤立を未然に防ぎ、子育て世帯が安心して暮らせる地域にする。 「この地域で、今後も子育てをしていきたいと思う」人の割合が高い。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	合同支援会議開催回数	-	-	-	50	50	50
	活動指標イ	支援プラン作成件数	65	113	102	94	95	95
	成果指標ア	合同支援会議対象者(実人数)	-	-	-	35	35	35
	成果指標イ	「この地域で、今後も子育てをしていきたいと思う」人の割合	95	96.2	97.4	96	96.5	96.5
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		4,956	5,245	2,353	1,939	3,041	
	その他(補助金・地方債等)		7,599	8,342	11,765	9,666	15,183	
	歳出額(総額)		12,555	13,587	14,118	11,605	18,224	
課題等	社会環境の変化や家族のあり方の多様化により、従来の枠組みや単一の制度では対応が困難な「複合的な困りごと」や「従前のケースにあてはまらない新たな相談事案」が増加している。							
令和8年度方針	母子保健機能と児童福祉機能の両機能の連携・協働を深め切れ目のない支援を提供することにより、育児不安や虐待等の早期発見・早期解決を図っていく。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	06140	事業名	妊婦・乳幼児健康診査事業		事業コード	19100	担当課	こども家庭課
事業概要	<p><①妊産婦健康診査> 妊婦健康診査費用助成：健診費用の一部を公費負担することで、経済的な理由による未受診を防ぎ、リスクの高い出産を回避するため、母子健康手帳交付時に指定医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票（14回分：109,000円分）を交付。 産婦健康診査費用助成：産婦の心身の健康を維持し、育児の孤立化や産後うつを未然に防ぐため、旭市独自事業として産婦健康診査受診票（2回分：10,000円分）を交付。</p> <p><②乳幼児健康診査>乳幼児の発育・発達・保育環境を確認し、健康上の異常の早期発見・対応や、保護者の育児不安を軽減し、安心して子育てができる環境を支援するため、個別健診の費用助成や集団健診を実施。 個別：1か月児健診、9～11か月児健診 集団：乳児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児健診</p>							
経緯等	<p><<①>>H9年度より県から市へ移譲。妊婦2回の健診で開始、H21年度には14回へ拡充。また、近年精神面が不安定になる産婦が増加していることを踏まえ、R6年度より産婦2回（産後2週間・1か月）の健診の助成を開始した。</p> <p><<②>>S40年、母子保健法の制定により開始。H9年に3歳児健診が県から市へ移譲、乳児2回（3～6か月、9～11か月）の健診費用助成を開始。H21年度には9～11か月健診の1回の助成とした。母子保健法、旭市母子保健計画（H9）に基づき、H10年度から2歳児歯科健診を実施。R6年度より乳児1回（1か月）の健診の助成を開始、R8年度から5歳児健診を実施。</p>							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	①妊婦健診助成②産婦健診助成③1か月児健診助成④乳児健診⑤9～11か月健診助成⑥1歳6か月健診⑦2歳児歯科健診⑧3歳児健診⑨5歳児健診（R8年度～）		・受診票交付数（妊娠届出数・出生者数） ・健診受診数・受診率			・妊産婦が定期的に健診を受診することができ、心身の不調の早期発見や、高リスク出産、産後うつ、育児孤立の重症化の未然防止につなげる。 ・乳幼児の疾病・障害等の早期発見や、保護者の育児上の悩み・不安の軽減。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	妊婦健康診査受診者数（延べ）	4,199	3,390	3,878	3,400	3,390	3,390
	活動指標イ	乳幼児健診受診者数（集団）	1,526	1,465	1,345	1,284	1,690	1,690
	成果指標ア	妊婦健康診査受診率	78	73	88	86	87	87
	成果指標イ	乳幼児健診受診率（集団）	99	99	98	97	98	98
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		44,417	42,305	40,540	37,079	41,175	
	その他(補助金・地方債等)		733	0	2,710	2,813	4,462	
	歳出額(総額)		45,150	42,305	43,250	39,892	45,637	
課題等	<p><<①>>妊婦健診の公費負担により経済的な負担軽減が図られ、定期受診がしやすくなっている。産婦健診の公費負担も開始となり、医療機関と積極的に連携が取れるようになったことで、産後の心身の不調に早期に対応することができている。</p> <p><<②>>各乳幼児健診は市内小児科医数の減少により、委託する小児科医の確保が今後難しくなってくる。また、9～11か月の健康診査は通知がないためか、受診率が低い。家族形態が多様化していることや、発達に心配がある子どもが増加しており、各健診後も継続した支援が必要な家庭が増えている現状がある。</p>							
令和8年度方針	<p>・引き続き費用助成や健診の実施、未受診者への受診勧奨により、疾病等の早期発見や保護者の不安の軽減を図る。</p> <p>・5歳児健康診査を開始し、こどもの身体的・社会的発達状況、育児状況を就学前に確認することで、就学に向けての地域のフォローアップ体制の構築を図る。</p>							

				重点P	2	総合評価	概ね順調	
No.	06150	事業名	育児支援事業	事業コード	19200	担当課	こども家庭課	
事業概要	安心して育児に取り組めるよう、相談支援体制を整え（妊娠・出産・子育て～思春期までの“各種学級、教室及び相談”を開催）、育児不安の軽減を図り、育児の仲間づくりを支援する。							
経緯等	母子保健法や各種計画に基づき、市町村合併以前から各育児支援事業が実施されていた。合併後には、1市3町で実施していた育児支援事業の内容の統一を図り、実施している。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	①両親学級②子育て学級③離乳食教室④発達相談⑤親子遊び教室⑥歯科相談⑦巡回歯みがき教室⑧思春期講演会⑨面接・電話相談		妊産婦や乳幼児、その家族に仲間づくりや相談の場を提供する			事業への参加や相談により、育児不安が軽減されたり、仲間づくりができる		
指標			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8(見込)	目標値
	活動指標ア	育児の仲間づくり支援事業延べ実施回数	51	55	58	55	59	59
	活動指標イ	相談件数	2490	2973	3622	3524	3346	3300
	成果指標ア	育児の仲間づくり支援事業延べ参加者数	1102	1596	1090	1220	1193	1150
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		1,958	1,822	1,510	5,667	4,073	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	426	1,396	1,620	
	歳出額(総額)		1,958	1,822	1,936	7,063	5,693	
課題等	少子化、核家族化により地域でのつながりの希薄化が進んでいることで、同年代の子を育てる親同士の交流を求める保護者もいる。インターネット等で情報が簡単に手に入るようになった一方で、情報が多様化し不安や悩みを抱える保護者、支援を必要としている保護者は多い。専門的かつ継続的な支援を行っていく必要がある。							
令和8年度方針	継続実施。 妊娠期から継続した支援を行うことで関係性を築いていく。また事業が終わってからも交流が続く育児の仲間づくりを目指し、参加者同士の交流、グループ作りを支援していく。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	06160	事業名	赤ちゃん全戸訪問事業		事業コード	19300	担当課	こども家庭課
事業概要	生後4か月までの新生児・乳児と産婦がいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問し、児の身体測定、育児や産後の健康管理などの相談を行うことにより、保護者が、こどもの発育を確認すると共に、産後早期に悩みや不安を軽減することができ、また子育てに関する行政サービスについて必要な情報を知ることができる。保護者が安心して育児ができるように支援することにより、児の健全な成長を促すことに繋げる。							
経緯等	平成21年度児童福祉法に位置づけされ、「乳児家庭全戸訪問事業」として事業を開始。平成23年度からは母子保健法に基づく「新生児・産婦訪問」と併せ「赤ちゃん全戸訪問事業」として実施している。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	赤ちゃん訪問連絡票を提出してもらい、母へ連絡。訪問日を設定し訪問を行う。		新生児・産婦に対し、不安や悩みを解決するため、また健康管理の相談・情報を提供する。			産婦の悩みが解決され、安心して育児をすることができる。身体計測等を行うことで、児の成長発達の確認や異常の早期発見につながる。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	生後4か月までの乳児と産婦の訪問実施件数	328	349	320	269	270	270
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	対象者に対し、訪問した割合	97	98.9	98.8	99.6	99.6	99.6
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		757	1,773	2,230	2,700	524	
	その他(補助金・地方債等)		1,300	1,396	1,376	1,148	1,044	
	歳出額(総額)		2,057	3,169	3,606	3,848	1,568	
課題等	出生数の減少に伴い訪問件数は減少している。 精神面が不安定・育児不安が強い等の産婦については、継続した支援が必要となる。							
令和8年度	例年通り、生後4か月以内に訪問指導を実施する。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	06170	事業名	産後ケア事業		事業コード	-	担当課	こども家庭課
事業概要	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、産後うつなどを予防するため、産後1年未満の産婦とその新生児または乳児を対象に実施。母親自身のセルフケア能力を育み、母と子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する。							
経緯等	令和元年度母子保健法の改正により、産後ケア事業が法定化され、令和3年度には産後ケア事業の実施が市町村の努力義務となった。令和3年度に宿泊型、令和5年度に通所型を開始。令和6年度子ども子育て支援法が改正され、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた。令和7年度訪問型を開始。令和8年度から申請に伴う負担軽減を図るため電子申請を開始した。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	希望者は、利用したい型を選び申請する。宿泊型及び通所型は、委託契約施設に宿泊又は日帰りで滞在し、保健指導等を実施する。訪問型は助産師が訪問しケアを提供する。		産婦が産後ケアの種類(宿泊型・通所型・訪問型)を知り、利用することができる。			出産後の心身ともに不安定な時期にあって、支援が必要な母子を対象に心身のケアを行い、家庭で自立し、安心して子育てができる。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	妊娠中に事業案内をした妊婦の割合(母子健康手帳交付時)	100	100	100	100	100	100
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	産後ケア事業の利用率	2.4	3.2	5.7	23.4	25	25
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		368	425	374	868	885	
	その他(補助金・地方債等)		367	424	373	2,599	2,652	
	歳出額(総額)		735	849	747	3,467	3,537	
課題等	産後ケアを利用できるよう、母子保健事業を通じて周知が必要である。訪問型利用者の当日キャンセルが続いているケースがみられる。							
令和8年度方針	周知については、継続。訪問型利用者の当日キャンセルが続く場合の対応について、検討する。							

				重点P	－	総合評価	概ね順調	
No.	06300	事業名	養育医療費給付事業		事業コード	19310	担当課	こども家庭課
事業概要	身体が発育が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関において入院治療が必要と認められた場合に、その治療に必要な医療費の一部を助成する							
経緯等	平成25年4月に県からの権限委譲により開始した。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	制度の周知・勧奨の強化		給付支給総額			対象世帯の医療費自己負担率の減少		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	給付支給総額（千円）	4,668	5,992	6,011	1,604	4,102	4,102
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	自己負担額軽減率（本来の自己負担額－本事業適用後の自己負担額）÷ 本来の自己負担額×100（%）	73	79	91	73	75	75
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		865	1,474	1,374	294	771	
	その他(補助金・地方債等)		3,812	4,529	4,648	1,311	3,333	
	歳出額(総額)		4,677	6,003	6,022	1,605	4,104	
課題等	子ども医療費助成事業と関連した助成の仕組みであり、助成対象者が制度を複雑に感じることもある。助成対象者からは「自己負担金がわかりづらい」等の意見がある。							
令和8年度	医療機関に制度の周知を図るとともに、入院費の負担軽減をしていく。							

				重点P	2	総合評価	概ね順調	
No.	06310	事業名	特定不妊治療助成事業		事業コード	19330	担当課	こども家庭課
事業概要	人口減少対策事業の一環として、妊娠を望む夫婦へ不妊治療に要する費用の一部を助成し、治療に伴う経済的負担の軽減を図る。							
経緯等	平成26年度～令和6年度 特定不妊治療（一般不妊治療及び生殖補助医療）助成。 令和4年度以降は保険適用となり、令和6年度まで経過措置。 令和7年度～ 特定不妊治療（先進医療）助成。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	特定不妊治療（先進医療）助成制度の周知		助成申請件数			経済的負担感の軽減		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	助成金交付総額（円）	2,474,000	145,000	0	232,500	300,000	300,000
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	1件当たりの平均助成額（円）	88,357	72,500	0	58,125	60,000	60,000
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		2,474	145	0	233	300	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)		2,474	145	0	233	300	
課題等	医療現場では「特定不妊治療」と「先進医療」がセットで行われるため、市民にとって「どこからどこまでが補助されるのか」が分かりにくい事が課題である。							
令和8針年度	市民へ制度の周知を図るとともに、治療費の負担軽減を図っていく。							